

特定非営利活動法人KOBÉ Nourism 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人KOBÉ Nourismという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外において、子どもから大人までのすべての人に対象に、神戸市の農山村地域の自然、環境、歴史、文化、産業、人といった地域資源を活かした良質な体験活動、および普及、啓発に関する事業を行い、これらの地域資源の維持・保全につとめ、それをもって持続可能な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 農村体験活動・環境教育等に関する企画及びプログラムの実施、普及啓発事業
- (2) 農村体験活動に関する活動支援事業
- (3) 地域振興や農山漁村活性に関する事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的や設立趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の会員の名誉を傷つけ、または顕著なプライバシーの侵害または、コンプライアンス違反をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2名以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある

場合にあつてはその数を付記すること。)

- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示した書面または電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者がある場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告はこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	臼井 綾香
副代表理事	城戸 和美
理事	山田 隆大
理事	佐合 純
監事	中塚 雅也
監事	坪田 卓巳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3000円(一口)	5000円(一口) 円

役員名簿

特定非営利活動法人KOBÉ NOURISM

役 名		住所又は居所	報酬の有無
代表理事	うすい あやか		無
	臼井 綾香		
理事	きど かずみ		無
	城戸 和美		
理事	さごう じゅん		無
	佐合 純		
理事	やまだ たかひろ		無
	山田 隆大		
監事	なかつか まさや		無
	中塚 雅也		
監事	つばた たくみ		無
	坪田 卓巳		

設立趣旨書

1 趣 旨

神戸市の農村地域には、里山環境の中で育まれた農産物や文化、自然があります。それらは、地元の住民の方々によって暮らしの営みの中で維持・保全されてきました。そのように適切に人の手が入ることで守られてきた里山環境が、近年、高齢化・後継者不足・財源不足により維持が困難となっている状況があります。一方で、同地域に拠点を構え、地域外から人を呼び込むことで関係人口の創出に取り組む事業者が、過去数年間で増えてきています。それらの事業者は、各自の拠点において、例えば、畑を使った農体験プログラム、文化財を活用したツアーイベント、竹林整備と竹活用体験など、参加者が楽しさを感じ、里山に関わるきっかけとなるような企画を行ってきました。

しかし、各事業者の活動それぞれが独立しているために、面的な発信力や地域外からの認知が不足しており、各拠点の持続的な運営が困難であるという課題を抱えてきました。そこで、事業者が連携し、そこにコーディネートやファシリテーションなど、多様な専門性を持つ個人や団体が加わることで、質の高い体験プログラムを作ると同時に、一体感のある面的な情報発信を行うことで訴求力と認知を高めようと、団体を立ち上げました。

関係人口創出を目指した企画を実施していくにあたり、これまでに個人や団体、学校や企業など、あらゆる対象者に向けたプログラムを造成し、試行的に実施してきました。それらのプログラムは、農や自然環境、文化財などの地域資源、および既存の事業者の特性や希望が活かされるように設計しています。試行実施を通して、課題の発見と内容の見直しを行い、今後は内容を磨き上げたうえで、継続的な実施を目指します。

今回、法人として申請するに至ったのは、継続的に取り組んでいくためには、行政や企業を含む、より多様な主体との連携と適切な財源の確保が必要だと考えたからです。また、地域資源を活かした取り組みを行うことから、地域の住民の方々や地縁団体との連携を広めるための社会的信用の得られる組織体にしていく必要性もあると考えます。また、当団体の活動が営利目的ではなく、より多くの事業者に参画いただくことで活動が活性化し、関係人口の創出機会を広げる可能性を持つことから、特定非営利活動法人格が最適であると考えました。

法人化することによって、組織の活動を持続性のあるものすることで、長期的な視点で関係人口や移住・定住者の増加、ひいては地域資源や里山環境の維持・保全につなげ、直接的なステークホルダー以外を含めた地域社会全体に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和6年3月 任意団体「KOBE NOURISM」発足

令和6年4月 兵庫県立神戸甲北高等学校 フィールドワーク受入実施

令和6年8月 多様な分野の個人・団体との連携を目指したトークイベントシリーズ「答えを出さない勉強会 旅と〇〇」第1回を開催（以降、令和7年3月までに計4回実施）

令和6年9月 地域資源である茅葺き屋根を使った文化財等を、茅葺き職人が案内するツアーを実施

令和6年12月 中高生向け教育プログラム「防災と生きる力」モニターツアー実施

令和6年12月 お寺で日本文化を体験する体験プログラムのモニターツアー実施

令和7年2月 地域の野菜を使った食事体験プログラムのモニターツアー実施

令和7年3月 里山整備体験と対話を通した人材育成プログラムのモニターツアー実施

令和7年4月 構成員間で法人化の意思確認

令和7年8月 設立総会開催

令和7年8月14日

特定非営利活動法人KOBE NOURISM

設立代表者 氏名 白井 綾香

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人KOBÉ NOURISM

1. 基本方針

2025年度において当法人は、農村体験活動や環境教育に関する企画およびプログラムを、市民から企業まで多様な層を対象に展開し、都市と農村の新たな関係性の構築を図る。また、観光を切り口に農村地域について考える定期的な勉強会を開催し、様々な観点から農村について思考を深め、また、参加者同士がつながるきっかけを創出する。あわせて、神戸農村エリアにおける人的ネットワークの拡充を図り、個人活動家・地域団体・企業等、多様な連携体制を構築し、本年度以降も事業発展していくことを目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施 月 実施 回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 農村体験活動・環境教育等に関する企画及びプログラムの実施、普及啓発事業	トライアル企画（個人向け体験プログラム）	4回／年	神戸市連携事業者	市民 30人	0
	トライアル企画（里山社員研修プログラム）	2回／年	神戸市連携事業者	企業・団体 2社／20人	0
	農村観光に関わるプログラム企画・実施費	2回／年	神戸市連携事業者	市民 30人	40万
(2) 農村体験活動に関する活動支援事業	検討中				
(3) 地域振興や農山漁村活性に関する事業	観光をテーマに神戸や里山について考える「答えのない勉強会～旅と〇〇～」	3～4回／年	神戸市内レンタルスペース	市民 100人	0
(4) その他第3条の目的達成のために必要な事業	必要に応じて実施				

3. 運営実施体制

(1) 運営体制

代表理事 臼井綾香

副代表理事 城戸和美

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人KOBÉ NOURISM

1. 基本方針

2026年度において当法人は、引き続き農村体験活動や環境教育に関する企画およびプログラムを市民から企業まで多様な層を対象に展開し、都市と農村の持続的な関係構築を進める。前年度に実施したトライアルや勉強会の成果を活かし、地域資源を活用しながら市民と神戸農村地域のつなぎ役としての取り組みをさらに推進する。

また、観光を切り口とした農村地域の学びと交流の場として勉強会を引き続き開催し、参加者が農村について多面的に考えつながるきっかけを広げていく。さらに、神戸農村エリアにおける人的ネットワークの強化と新たな連携先の開拓に取り組み、個人活動家・地域団体・企業等との協働による事業の安定化と発展を目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施 月 実施 回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 農村体験活動・環境教育等に関する企画及びプログラムの実施、普及啓発事業	トライアル企画（個人向け体験プログラム）	5回／年	神戸市連携事業者	市民 60人	10万
	トライアル企画（里山社員研修プログラム）	3回／年	神戸市連携事業者	企業・団体 3社／40人	20万
	農村観光に関わるプログラム企画・実施費	3回／年	神戸市連携事業者	市民 50人	10万
(2) 農村体験活動に関する活動支援事業	トライアル企画の実施	1回／年	神戸市連携農家	市民10名	0
(3) 地域振興や農山漁村活性に関する事業	観光をテーマに神戸や里山について考える「答えのない勉強会～旅と〇〇～」	5回／年	神戸市内レンタルスペース	市民 120人	0
(4) その他第3条の目的達成のために必要な事業	必要に応じて実施				

3. 運営実施体制

(1) 運営体制

代表理事 臼井綾香

副代表理事 城戸和美

2025年度活動予算書
成立の日から2026年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	10,000		
	0		
	0	10,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0		0
4. 事業収益			
農村体験活動等の企画及びプログラム	400,000		
農村体験活動に関する活動支援			
活性化事業		400,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
			0
経常収益計			440,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
ボランティア謝金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	100,000		
消耗品費	5,000		
印刷費	5,000		
通信費			
保険料	20,000		
会議費	5,000		
プログラム運営費	300,000		
その他経費計	435,000		
事業費計		435,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費			

印刷費			
通信費			
旅費交通費			
光熱水費			
保険料			
会議費			
租税公課			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			435,000
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	50,000	50,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	20,000		
	0		
	0	20,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0		0
4. 事業収益			
農村体験活動等の企画及びプログラム	400,000		
農村体験活動に関する活動支援	0		
活性化事業		400,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
			0
経常収益計			470,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
ボランティア謝金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	100,000		
消耗品費	5,000		
印刷費	5,000		
通信費			
保険料	20,000		
会議費	30,000		
プログラム運営費	300,000		
その他経費計	460,000		
事業費計		460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費			

印刷費			
通信費			
旅費交通費			
光熱水費			
保険料			
会議費			
租税公課			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			460,000
当期正味財産増減額			10,000
前期繰越正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			15,000